

## 旧安川邸管理運営事業 公募要項等に関する質問に対する回答

| No. | 書類名   | ページ | 項目名            | 質問  | 回答   | 回答日  |
|-----|-------|-----|----------------|---|--|------|
| 1   | 仕様書   | 5   | 2-(2) 植物管理業務   | 1級造園施工管理技士の資格を有する者の配置とあるが、常駐又は専任させるということか。        | 植物管理業務の総括責任者として、当該資格を有する者を配置していただきますが、常駐や専任の必要はありません。  | 8/12 |
| 2   | 要求水準書 | 8   | 第2章5 経費に関する事項  | 指定管理料の考え方について教えてほしい。                              | 旧安川邸の指定管理では利用料金制を採用しています。指定管理料の上限額については、想定される管理運営に係る経費及び料金収入を算出し、その差額を計上しています。応募にあたっては、これを上限に、必要とする指定管理料を提案してください。提案された指定管理料は選定の際の評価の対象となります。<br>なお、市が想定する管理運営に係る経費及び料金収入の内訳については、参加登録者に提示します。 | 8/12 |
| 3   | 要求水準書 | 8   | 第2章5 経費に関する事項  | 飲食事業の赤字を指定管理料や利用料金で補填することは可能か。                    | 飲食事業の赤字を、指定管理料や利用料金で補填することはできません。  | 8/12 |
| 4   | 要求水準書 | 8   | 第2章5 経費に関する事項  | 指定管理料上限額の49,894千円は消費税込みか。                         | 消費税込みの金額です。  | 8/12 |
| 5   | 仕様書   | 2   | 2-(2) 広報に関する業務 | ホームページの作成などの広報活動について、指定管理業務と飲食事業で経費を区分しなければならないか。 | 広報活動については、旧安川邸の集客(入場者数の増加)を目的としたものであれば、飲食事業の内容が含まれていても指定管理業務の経費として計上することが可能で   | 8/12 |

|    |     |    |                   |   |   |      |
|----|-----|----|-------------------|---|---|------|
|    |     |    |                   |   | す。旧安川邸の集客と直接関係しないものを指定管理業務の経費とすることはできません。   |      |
| 6  | 仕様書 | 3  | 3-(1) 共通事項        | 施設の修繕について、指定管理者が行う補修と飲食事業者が行う補修はどのように区分されるのか。 | 指定管理者が管理する区域と飲食事業者が管理する区域が一体不可分な範囲については、基本的に指定管理者が行うものとします。ただし、飲食事業に起因することが明らかかなものは除きます。  | 8/12 |
| 7  | 仕様書 | 11 | 3-(4) 施設警備業務      | 警備に関して、機器の設置場所等の制約はあるのか。                      | 旧安川邸は北九州市指定文化財であるため、文化財指定範囲については、建物の保全の観点から、改修等に制限があります。そのため、警備に関する機器の設置にあたっては、建築物における一般的な制約のほかに、上記の制約を受ける場合があり、事前に市との協議が必要となります。 | 8/12 |
| 8  | その他 |    |                   | 空調の増設などの改修を行う場合は、文化財指定の規制がある前提での検討が必要か。       | 質問7の回答のとおりとなります。  | 8/12 |
| 9  | 仕様書 | 6  | 第2章3-(8) 自動販売機の設置 | 自主事業における自動販売機の設置について、設置台数に上限はあるか。             | 設置場所は夜宮公園駐車施設に限りますが、設置台数に特に上限はありません。ただし、例えば車の見通しが悪くなる、あるいは歩行者の妨げになるといった施設本来の目的を果たすうえで支障となるような設置は認められません。                          | 8/12 |
| 10 | 仕様書 | 6  | 第2章3-(8) 自動販売機の設置 | 自動販売機の設置に必要な引込柱等の設備はあるか。なければ、指定管理者の負担         | 自動販売機の設置は自主事業になるため、必要な設備等の設置および原状回復は  | 8/12 |

|    |       |    |                       |  |  |      |
|----|-------|----|-----------------------|--|--|------|
|    |       |    |                       | で設置することになるのか。  | 指定管理者の負担となります。   |      |
| 11 | その他   |    |                       | 有料駐車場の機器（フラップ板、精算機等）は駐車場3箇所全てに設置するのか。                                | 駐車台数が少ない車いす使用者駐車場については、機器の設置は予定していません。   | 8/12 |
| 12 | 要求水準書 | 13 | 第3章 2-(2) 設置管理許可区域の範囲 | 配膳室から大座敷棟までの通路（渡り廊下棟）は設置管理許可区域に該当するか。                                | 渡り廊下棟を飲食事業のみで使用する場合は、設置管理許可区域に該当します。<br>ただし、例えば渡り廊下棟の途中にある小部屋を指定管理業務で使用する場合は、その小部屋から大座敷棟までの通路は、設置管理許可区域の対象とはなりません。 | 8/12 |
| 13 | 要求水準書 | 3  | 2 管理運営対象施設            | 目標値 60,000 人の試算根拠について、前年実績の月別及び属性（年齢・性別・エリア）をご教示いただきたい。              | 旧安川邸は来年度から本格的な運営を開始する施設であるため、前年の実績はお示しできません。<br>目標値については、近隣の類似施設の実績をもとに算出しておりますので、その算出根拠を参加登録者に提示します。              | 8/17 |
| 14 | 要求水準書 | 8  | 5 経費に関する事項            | これまでの光熱水費の実績をご教示ください。  | 質問13の回答のとおり、実績はお示しできませんが、市が想定している光熱水費については、質問2の回答にある管理運営に係る経費及び料金収入の内訳の中で提示します。                                    | 8/17 |
| 15 | 仕様書   | 11 | (4) 施設警備業務            | ALSOK の機械警備をすでに設置しているが、そのまま引き継ぐことが可能か。また、現在の機械警備費用の実績もあわせてご教示いただきたい。 | 当該機器は、リース契約により設置しており、機器引継ぎの可否については、警備会社と協議を行ってください。<br>また、本格的な施設運営を開始するにあたって、どのような警備が必要となるかは、指定管理者でご検討ください。        | 8/17 |

|    |      |   |           |  |  |      |
|----|------|---|-----------|--|--|------|
|    |      |   |           |  | なお市が想定している警備費用については、質問2の回答にある管理運営に係る経費及び料金収入の内訳の中で提示します。   |      |
| 16 | 別添資料 |   | 旧安川邸建物配置図 | 本館棟の2階部分は使用(利用)可能か。  | 使用可能です。  | 8/17 |
| 17 | 別添資料 |   | 旧安川邸建物配置図 | さらに詳細な図面があれば提供いただきたい。  | 建築物等の詳細図については、参加登録者に提示します。   | 8/17 |
| 18 | 公募要項 | 2 |           | 事業者連合体の代表構成員について、「各構成員の業務遂行に連帯して責任を負う」とあるが、万一、飲食事業者が倒産や事業不振で本件事業期間の途中で撤退を余儀なくされた場合、代表構成員は市に対して損害賠償の責めを負うことになるか。もしくは何らかのペナルティがあるのか。 | ご質問のケースの場合、市に発生した損害は、一義的には飲食事業者が賠償の責めを負うこととなりますが、飲食事業者がこれに応じない場合は、代表構成員が連帯して損害賠償の責めを負うこととなります。<br>また、飲食事業者の撤退により、事業の継続が困難と認められる場合、事業期間中であっても事業実施協定を解除し、事業を中止する場合があります。 | 8/17 |
| 19 |      |   |           | 説明会において、「ランチの時間など時間を区切って大座敷への一般客の立ち入りを制限することは可能」と説明があったが、同様に庭園への立ち入りを制限することは可能か。   | ご理解のとおりです。<br>また、芝生維持の観点から常時庭園への立ち入りを制限することも可能です。  | 8/17 |
| 20 |      |   |           | 通常の植栽管理では必要ないと思われるが、台風などの後の、高木の折れ枝の撤去が生じる可能性があり、その場合、高所作業車が敷地内に入ることは可能か。   | 車両が通行できる範囲においては、高所作業車等の大型車の進入に制限はありません。  | 8/17 |
| 21 |      |   |           | 庭園内にライトアップ設備はあるか。  | 庭園内にライトアップ設備はありません   | 8/17 |

|    |      |    |                         |   |   |      |
|----|------|----|-------------------------|---|---|------|
|    |      |    |                         |   | が、庭園内には屋外イベント用の分電盤を設置しています。   |      |
| 22 | 仕様書  |    |                         | 設備関連のメーカー名、型式（仕様）、箇所数等をお示しいただきたい。   | 参加登録者へ提示します。  | 8/17 |
| 23 | 仕様書  | 19 | 建築物等定期点検業務 仕様書          | 現在点検を実施している場合、現行の点検業者を教えてください。  | 旧安川邸では回答日現在、当該点検を行っていません。後日、実施予定です。   | 8/17 |
| 24 | 公募要項 | 15 | 第3章3(2)選定方法             | 通常検討会での点数評価は、配点項目ごとに5段階評価で評価して、配点に反映させるものと思われます。今回「飲食事業」は1項目のみ50点の配点となっていますが、他の項目に比べ配点が高いにも関わらず、基準が明確でないように思われます。評価の配点内訳をご教授ください。 | 本事業において、飲食事業の果たす役割が重要であることから、高い配点となっておりますが、1項目で評価しますので、配点の内訳はありません。<br>なお、飲食事業に関する提案の評価のポイントについては公募要項のとおりです。                    | 8/25 |
| 25 | 仕様書  | 3  | 2 施設運營業務 (2) ア 展示に関する業務 | デジタルサイネージを活用した旧安川邸及び安川家の歴史展示について、展示する資料は貴市よりご提供されるという理解でよろしいでしょうか。  | 当初は、市が提供する資料を展示していただきますが、仕様書2(2)ウのとおり、集客に繋がる展示の提案についても指定管理業務となります。<br>なお、上記については、提案事業や自主事業扱いとなるものに加え、市が主体的に実施すべき事業を提案することもできます。 | 8/25 |
| 26 | 仕様書  | 3  | 2 施設運營業務 (2) ア 展示に関する業務 | デジタルサイネージは、管理PCなどからモニターへデータを送信するものでしょうか。それとも各モニターにデータメディア等を挿入して放映するものでしょうか。詳細をご教授ください。  | 各モニターにUSBを挿入して放映するものです。なお、機種は、プラス株式会社SNG-4K50-STです。   | 8/25 |

|    |     |   |                                |  |   |      |
|----|-----|---|--------------------------------|--|---|------|
| 27 | 仕様書 | 3 | 2 施設運営業務<br>(2) イ 広報に関する業務     | ホームページはすべて弊社で作成する必要がありますでしょうか。弊社がコンテンツを貴市に提供し、貴市の「旧安川邸」ページに掲載するという方法は可能でしょうか。                            | ホームページは指定管理者において作成してください。市のホームページに指定管理者が作成したホームページのリンクを貼り付けることは可能です。  | 8/25 |
| 28 | 仕様書 | 3 | 2 施設運営業務<br>(2) イ 広報に関する業務     | 市政だよりへの掲載は無料でしょうか。   | 無料です。   | 8/25 |
| 29 | 仕様書 | 4 | 3 維持管理業務<br>(1) エ 指定管理者の行う業務範囲 | 北側駐車場等の周辺緑地施設は公共の維持管理内で行われると認識していますが、指定管理者が行う明確な範囲を図示でいただけますでしょうか。                                       | 参加登録者に提示します。  | 8/25 |
| 30 | 仕様書 | 5 | 3 維持管理業務<br>(2) イ 管理水準         | 業務仕様書には記載がありませんが、芝生管理において除草剤（選択性）を使用しての管理は可能でしょうか。   | 除草剤は使用できません。  | 8/25 |
| 31 | 仕様書 | 5 | 3 維持管理業務<br>(2) イ 管理水準         | 作業回数を指定している工種がありますが、管理提案で回数を変更することは可能でしょうか。また「適宜」等記載している工種がありますが、これは現場の状況に応じて回数が流動的になっても良いという認識でいいでしょうか。 | 仕様書で定める作業回数は最低限の要求水準となりますので、これ以上の回数を実施していただく必要があります。<br>作業内容そのものを変更する提案も可能です。その場合は提案事業と同じく、採用された場合に指定管理業務となります。<br>後段については、ご理解のとおりです。 | 8/25 |
| 32 | 仕様書 | 9 | 3 維持管理業務<br>(2) ウ 園路広場等の清掃     | 「前面道路等の指定管理区域の周辺」とは、具体的にどこでしょうか。図面で範囲を明確にお示しください。  | 明確な指定範囲はございませんが、主に市道一枝25号線の旧安川邸の入り口周辺を想定しており、詳細については、これをもとに指定管理者と協議のうえ、定めるものとします。   | 8/25 |

|    |     |    |                          |   |                  |      |
|----|-----|----|--------------------------|---|------------------|------|
| 33 | 仕様書 | 9  | 3 維持管理業務<br>(3) 施設管理業務   | 清掃仕様の確定と見積の為、建築図面(平面・立面・建具などがわかるもの)を開示していただけますでしょうか。                                  | 参加登録者に提示します。     | 8/25 |
| 34 | 仕様書 | 9  | 3 維持管理業務<br>(2) ウ 園路広場清掃 | 見積もりを行うため、園内の雨水排水設備に関する図面を開示していただけますでしょうか。  | 参加登録者に提示します。     | 8/25 |
| 35 | 仕様書 | 10 | 3 維持管理業務<br>(3) 施設管理業務   | 木製床の維持管理に関して、樹脂床維持材の塗布をご指示いただいておりますが、更に最適な維持管理方法や技術がある場合は提案させていただいてもよろしいでしょうか。        | 質問番号31の回答のとおりです。 | 8/25 |
| 36 | 仕様書 | 10 | 3 維持管理業務<br>(3) 施設管理業務   | 床面の維持管理に関して、年6回以上とのご指定がありますが、長期的な美観維持を目的としたご指定と違う維持管理方法や技術がある場合は提案させていただいてもよろしいでしょうか。 | 質問番号31の回答のとおりです。 | 8/25 |
| 39 | 仕様書 | 11 | 3 維持管理業務<br>(4) 施設警備業務   | 現在、機械警備の機器が設置されていますが、管理者に指定された場合、現警備会社と継続して契約を締結し、警備機器も引き続き使用することは可能でしょうか。            | 質問番号15の回答のとおりです。 | 8/25 |
| 40 | 仕様書 | 15 | 消防設備点検<br>仕様書            | 消防設備点検において、前回の点検報告書及び消防設備図面をいただけないでしょうか。  | 参加登録者に提示します。     | 8/25 |
| 41 | 仕様書 | 16 | 自家用電気工作物保安業務<br>仕様書      | 自家用電気工作物保安業務において、前回の点検報告書及び電気図面をいただけないでしょうか。  | 参加登録者に提示します。     | 8/25 |

|    |       |    |                       |  |  |      |
|----|-------|----|-----------------------|--|--|------|
| 42 | 仕様書   | 18 | 空調点検業務仕様書             | 空調点検業務において、前回の点検報告書及び空調図面をいただけないでしょうか。   | 点検報告書については、質問番号23の回答のとおりです。図面については、参加登録者に提示します。  | 8/25 |
| 43 | 仕様書   | 19 | 建築物定期点検仕様書            | 建築物定期点検において、前回の点検報告書及び建築図面をいただけないでしょうか。  | 点検報告書については、質問番号23の回答をご覧ください。図面については、参加登録者に提示します。   | 8/25 |
| 44 |       |    |                       | 夜宮公園の過去5年間の来場者数をご教授ください。   | 夜宮公園は無料公園であるため、来場者数の集計は行っておりません。   | 8/25 |
| 45 |       |    |                       | 夜宮公園で過去5年間に行われたイベントの名称と、各回の来場者数をご教授ください。   | イベントの名称については、参加登録者に提示します。なお、来場者数については、把握しておりません。   | 8/25 |
| 46 |       |    |                       | 旧松本邸の過去5年間の来場者数をご教授ください。   | 旧松本邸は市の施設ではないため、来場者数は把握しておりません。  | 8/25 |
| 47 | 要求水準書 | 3  | 第2章 2(2) 入場者数に関する要求水準 | 「年間入場者数60,000人以上」と設定された根拠をお示しくください。  | 質問番号13の回答のとおりです。   | 8/25 |
| 48 | 要求水準  | 6  | 第2章 3(8) 自動販売機の設置     | 飲食事業者が自動販売機を設置し、自動販売機の売上を飲食事業者の売上としていいのでしょうか。また、設置場所は夜宮公園駐車場となっていますが、旧安川邸敷地内に設置は出来ないのでしょうか。    | 自動販売機は指定管理者の自主事業として設置してください。また、設置場所は、夜宮公園駐車施設に限ります。  | 8/25 |
| 49 | 要求水準  | 8  | 第2章 5(1) 指定管理料        | 指定管理料は「指定管理者の経費」から「利用料金収入」を差し引いた額とのことですが、利用料金収入について貴市が示す上限額を下回る設定をしたとしても、指定管理料は同じ計算で支払われると理解して | 指定管理料の上限額の考え方については、質問番号2の回答のとおりです。<br>応募にあたっては、応募者自らの創意工夫のもと、指定管理に係る経費や料金収入の見込みを算出し、必要な指定管理料を上 | 8/25 |



|    |      |    |                       |  |  |      |
|----|------|----|-----------------------|--|--|------|
|    |      |    |                       | よろしいでしょうか。   | <p>限額の範囲内で提案してください。</p> <p>なお、ご質問のように、応募者が市の想定する料金収入を下回る額を想定することも可能ですが、指定管理料の上限額が増えることはありません。</p> <p>また、指定管理料の提案額が市の示した上限額を上回る場合は失格となりますのでご注意ください。</p> |      |
| 50 | 要求水準 | 13 | 第3章 2 (1) 事業内容        | 事業実施の不確実な飲食事業の追加提案を行った場合、どのように評価されるのでしょうか。具体的な評価方法、配点方法をお示しください。 | 追加提案の実施が不確実あるいは実施条件が具体的でない場合は、1年目に行う事業内容が5年間実施されるものとして提案の評価を行います。  | 8/25 |
| 51 | 要求水準 | 13 | 第3章 2 (1) 事業内容        | 邸内を持ち歩く、テイクアウト商品の販売は可能でしょうか。                                     | テイクアウト商品の販売も可能ですが、施設を汚損することのないよう対策を講じてください。  | 8/25 |
| 52 | 要求水準 | 13 | 第3章 2 (2) 設置管理許可区域の範囲 | 提案する設置管理許可区域外のエリアに茶店風な縁台等による喫食スペース確保も可能でしょうか。                    | <p>ご質問にある喫食スペースの確保にあたっては、縁台等の設置範囲を飲食事業者の設置管理許可区域に含む必要があります。</p> <p>また、指定管理者がイベント等の一環で行う場合は、自主事業として取扱い、縁台等の設置範囲について、設置管理許可等の許可が必要となります。</p>             | 8/25 |
| 53 | 要求水準 | 13 | 第3章 1 (2) 事業手法        | 飲食事業者は設置管理許可の使用料を支払うようになっていますが、この設置管理許可区域の中には、渡り廊下が含まれるでしょうか。    | 質問番号12の回答のとおりです。   | 8/25 |

|    |      |    |                    |   |   |      |
|----|------|----|--------------------|---|---|------|
| 54 | 要求水準 | 14 | 第3章 2 (5)<br>設備の設置 | 内装工事や掲示物の固定を行う際に、造作、あるいは躯体に何らかの変更を行うことは可能でしょうか。   | 質問番号7の回答のとおりです。   | 8/25 |
| 55 | 要求水準 | 15 | 第3章 2 (5)<br>設備の設置 | 現状の床をそのまま活用する場合の重量制限はありますか。また、配膳棟に厨房設備を設置する場合、床の耐荷重制限があればご教授ください。   | 配膳棟の合板床の積載荷重は 1,800N/m <sup>2</sup> です。<br>また、大座敷棟の積載荷重は1,300N/m <sup>2</sup> ですが、大座敷棟など畳の上に重量物を設置する際は畳を養生してください。   | 8/25 |
| 56 | 要求水準 | 15 | 第3章 2 (6)<br>事業運営  | 飲食事業の利用者増を目的とした告知やPOP等の掲載は、指定管理業務区域の範囲内で自由に設定してよいでしょうか。あるいは夜宮公園内の広告掲載、案内看板の設置は可能でしょうか。また、飲食事業者独自の広報活動に制限などはあるでしょうか。 | 旧安川邸の集客につながる内容であれば、指定管理区域内において、飲食事業の告知を行うことは可能です。ただし、旧安川邸の景観を損ねるような方法での告知は出来ません。また、掲示物の掲載方法についても質問番号7の回答のとおり制限があります。<br>夜宮公園の指定管理区域外における広告等の掲示は出来ません。<br>飲食事業者独自の広報活動については、特に制限はありませんが、旧安川邸管理運営事業の一環として行うものであることに留意していただく必要はあります。 | 8/25 |
| 57 | 別添資料 |    |                    | お示しいただいた平面図では、指定管理区域として指定管理者が管理すべき範囲と、公園が管理する範囲との境界部分が不明確です。指定管理区域の境界が明確に判別できるよう、詳細な図面をお示しください。                     | 参加登録者に提示します。  | 8/25 |

|    |      |    |                    |  |  |      |
|----|------|----|--------------------|--|--|------|
| 58 | 補足資料 |    | 指定管理料の上<br>限度額について | 人件費の支出見込みの根拠について想定<br>している人件費の内訳等をご教示頂きたい。                       | 人件費の内訳については、個別の数字は<br>お示しできませんが、施設管理者のほか、<br>施設管理・経理・広報企画等を行う職員及<br>び館内の案内・料金の収受を行うスタッフ<br>の配置に係る人件費を計上しています。<br>なお、除草や清掃などの作業にかかる人<br>件費は、この中には含まれず、除草や清掃<br>の経費に含まれます。   | 8/25 |
| 59 | 補足資料 |    | 指定管理料の上<br>限度額について | 駐車場管理費について、想定している費<br>用内訳およびパーキングシステムを採用す<br>る予定のメーカーをご教示いただきたい。 | 駐車場管理費について、個別の数字はお<br>示しできませんが、集金業務、運営管理、機<br>器保守、現場一次対応に係る費用のほか、<br>オペレーター対応費用、消耗品費を計上し<br>ております。<br>また、機種については、現在検討中です<br>が、パーキングシステムとしては、精算機<br>を各駐車場1基ずつ(計2基)、フラップ板<br>を61台分設置する予定です。なお、大型<br>バスについては、機器を設置する予定はあ<br>りません。 | 8/25 |
| 60 | 要求水準 | 13 | 第3章 2<br>(1) 事業内容  | 飲食事業について、昼間は営業せず、夜<br>間だけの営業とし、予約制の貸切営業のみ<br>の事業という提案も可能か。       | 飲食事業については、施設の供用時間中<br>の営業を想定しておりますが、旧安川邸の<br>集客に資する内容であれば、ご質問のよう<br>な提案も可能です。  | 8/30 |
| 61 |      |    |                    | 庭園に新たに樹木(高木、中木、低木)を<br>植えることは可能かご教示いただきたい。                       | 樹木の新植は可能ですが、樹種や植栽場<br>所等について本市と協議の上、その可否に<br>ついて決定するものとします。  | 8/30 |
| 62 |      |    |                    | 本館2階など空いている部屋はレンタル   | ご質問内容について、指定管理者の提案   | 8/30 |

|    |      |    |                   |   |  |      |
|----|------|----|-------------------|---|--|------|
|    |      |    |                   | スペースとして貸出可能かご教示いただきたい。  | 事業として、ご提案いただくことは可能です。  |      |
| 63 | 要求水準 | 13 | 第3章 2<br>(1) 事業内容 | アルコール提供は可能かご教示いただきたい。   | アルコールの提供は可能です。   | 8/30 |
| 64 | 要求水準 | 13 | 第3章 2<br>(1) 事業内容 | 飲食事業として売店を設置し、イートインスペースとして施設活用をすることは可能かご教示いただきたい。                     | 可能です。なお、イートインスペースとして、椅子やテーブルなどを設置する場合は、設置管理許可区域に含めます。  | 8/30 |
| 65 | 追加資料 |    |                   | 植栽管理図に敷地内の高木が260本程度あると記載があるが、それには樹林地の高木も含まれているかご教示いただきたい。             | 樹林地の高木も含まれています。  | 8/30 |
| 66 |      |    |                   | 樹林地の高木剪定作業で高所作業車を使用できない箇所については作業員はしご等を用いて剪定作業を行うという認識で問題ないかご教示いただきたい。 | ご理解のとおりです。   | 8/30 |
| 67 | 追加資料 |    |                   | 高木管理の支出見込みの根拠となる対象樹木の数量や作業員数などをご教示いただきたい。                             | 詳細な金額の内訳等については、お示しできませんが、マキ類やモミジなどの庭園内の樹木約90本については、年1回の整姿剪定を行い、その他の樹林地の樹木については、5年に1回の頻度で基本剪定を行う想定で積算を行っています。剪定の種別や頻度については、必ずしも想定どおり行う必要はなく、樹木の生育状況に応じて剪定方法の選択や頻度の増減を行ってください。 | 8/30 |
| 68 |      |    |                   | 庭園維持管理に伴い発生する残材の運搬  | 搬出・搬入口については、参加登録者に   | 8/30 |

|    |      |    |                        |  |   |      |
|----|------|----|------------------------|--|---|------|
|    |      |    |                        | 口はどこを想定しているかご教示いただきたい。   | 図面を提示します。なお、供用時間中に搬出・搬入を行う場合は、利用者の利用と安全を確保した上で作業を行ってください。 |      |
| 69 | 仕様書  | 7  | 3 維持管理業務<br>(2) 植物管理業務 | コケ管理の灌水頻度はどの程度を想定しているかご教示いただきたい。   | 日照りが続いた時など、月に数回程度を想定しています。天候やコケの生育状況に応じて灌水を行ってください。       | 8/30 |
| 70 | 仕様書  | 5  | 3 維持管理業務<br>(1) 共通事項   | 早朝作業（7～9時）などは可能かご教示いただきたい。   | 可能ですが、大きな音を出さないなどの配慮を行ってください。                             | 8/30 |
| 71 | 仕様書  | 5  | 3 維持管理業務<br>(2) 植物管理業務 | 供用時間内の機材の使用制限があるかご教示いただきたい。  | 特に制限はありませんが、利用者の利用と安全を確保した上で作業を行ってください。                   | 8/30 |
| 72 |      |    |                        | 駐車場精算機の設置場所はどこを想定しているか、想定している場所があれば図面等でお示しいただきたい。  | 参加登録者に提示します。  | 9/9  |
| 73 | 要求水準 | 6  | 第2章 3(8)自動販売機の設置       | 自主事業として夜宮公園駐車施設（車いす使用者駐車場4台、普通車2台）内に自動販売機を設置することは可能かご教示いただきたい。                               | 当該駐車場は、旧安川邸の敷地に含まれるため、自動販売機は設置できません。                      | 9/9  |
| 74 | 要求水準 | 13 | 第3章 2<br>(1) 事業内容      | 昼はA社、夜はB社といった形で飲食事業を運営することは可能か。また、それが可能な場合、初年度は昼のみ、2年目以降は昼と夜といった形で段階を踏んで運営することは可能かご教示いただきたい。 | 前段についても、後段についても可能です。                                      | 9/9  |
| 75 | 要求水準 | 15 | 第3章 2 (5)<br>設備の設置     | 配膳ルート上にある襖や障子は取外し可能かご教示いただきたい。   | 運営上支障となる場合等、襖や障子を取り外すことは可能です。                             | 9/9  |
| 76 | 要求水準 | 15 | 第3章 2 (5)              | 座敷に物販等で使用するケースを設置す   | 前段についても、後段についても可能で  | 9/9  |

|    |       |    |                    |  |  |      |
|----|-------|----|--------------------|--|--|------|
|    |       |    | 設備の設置              | ることが可能かご教示いただきたい。また、設置にあたり畳を取り外し、床面を板張りで補強したり、カーペットを敷くことは可能かご教示いただきたい。 | す。   |      |
| 77 | 要求水準  | 15 | 第3章 2 (5) 設備の設置    | 蔵を飲食事業で活用するにあたり、給排水工事が可能かご教示いただきたい。                                    | 旧安川邸は北九州市指定文化財であるため、文化財指定範囲については、建物の保全の観点から、改修等に制限がありますが、制限の範囲内であれば、蔵への給排水設備設置工事も可能です。                   | 9/9  |
| 78 | 要求水準  | 15 | 第3章 2 (5) 設備の設置    | 配膳室を改修し、物販等の別用途で使用することは可能ですか。  | 可能です。  | 9/9  |
| 79 | 要求水準  | 15 | 第3章 2 (5) 設備の設置    | 水屋と茶室の使用は可能か。また、水屋に設置されている蛇口は使用可能かご教示いただきたい。                           | 水屋と茶室は飲食事業で使用可能です。また、水屋に設置されている蛇口についても使用可能です。<br>なお、要求水準書記載のとおり、配膳室棟以外で火気の使用はできませんので、ご留意ください。            | 9/9  |
| 80 |       |    |                    | ペットを連れて入場可能かご教示いただきたい。   | 施設保全の観点から、ペットを連れての入場はできません。  | 9/9  |
| 81 | 要求水準  | 10 | 第2章 5 (6) 利用料金の取扱い | 夜宮公園駐車施設利用料金について、普通車の駐車時間20分以内無料は必ず適用しなければならないのかご教示いただきたい。             | 当該利用料金については、条例で上限額を定めており、無料時間を無くすことや「10分以内無料」のように無料時間を短くすることはできません。<br>なお、「30分以内無料」のように無料時間を長くすることは可能です。 | 9/9  |
| 82 | 要求水準書 | 3  | 第2章 2 (2)          | 入場料を無料とした場合、入場者のカウ   | 前段について、入場料を有料とするか無   | 9/22 |

|    |      |    |                    |   |   |      |
|----|------|----|--------------------|---|---|------|
|    |      |    | 入場者数に対する要求水準       | ントは必要か。必要な場合、3本バー式回転ゲートやセンサーを設置し、入場者をカウントすることは可能かご教示いただきたい。                       | 料とするかに関わらず、入場者数を目標値として設定しているため、入場者数のカウントは必要です。後段について、文化財指定範囲については、建物等の保全の観点から、改修に制限がありますが、機器の設置による入場者数の計測も可能です。 |      |
| 83 |      |    |                    | 飲食事業を除く、施設内で発生したごみの処分費の減免はあるのかご教示いただきたい。  | 施設内で発生したごみの処分費は減免の対象外です。  | 9/22 |
| 84 |      |    |                    | 駐車場の月極契約は可能かご教示いただきたい。  | 公園利用者のための駐車場という設置目的から、駐車場の月極契約はできません。   | 9/22 |
| 85 |      |    |                    | 入口に券売機の設置は可能かご教示いただきたい。   | 文化財指定範囲については、建物等の保全の観点から、改修に制限がありますが、券売機の設置は可能です。   | 9/22 |
| 86 | 要求水準 | 9  | 第2章 5 (6) 利用料金の取扱い | 年間パスポートの販売、または回数券の販売は可能かご教示いただきたい。  | 回数券の販売は可能です。なお、回数券の販売に当たっては市と協議が必要です。   | 9/22 |
| 87 | 要求水準 | 10 | 第2章 5 (6) 利用料金の取扱い | 駐車場料金について、20分以内の利用は無料となっているが、「100円/30分」は入庫直後からの起算となるのか、20分経過後からの起算となるのかご教示いただきたい。 | 条例で定める上限額の「100円/30分」は入庫後直後からの起算となります。<br>(例)<br>駐車時間20分以内 無料<br>駐車時間20分を超え30分以内 100円<br>駐車時間30分を超え1時間以内 200円    | 9/22 |